

旭市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成22年3月15日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

平成 2 1 年度随時監査結果

第 1 監査対象課等及び監査実施年月日

監 査 対 象 課 等	監 査 実 施 年 月 日
市長部局 1 7 (本庁、出先機関) 行政委員会 7、消防本部、 公営企業 3	平成 2 1 年 1 2 月 1 日 ～ 平成 2 2 年 3 月 1 5 日

第 2 監査の対象期間

平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで

第 3 監査の趣旨

千葉県等における不適正な経理処理により発生した不正経理問題を踏まえ、本市における平成 2 0 年度に執行済の会計事務処理につき、全対象課の支出伝票の中から抽出した伝票につき、関係各課への書面調査を実施するとともに、対象業者への証拠書類の提出を求め突合した。併せて、各課へ業者プール金状況及び現金等保有状況の書面調査を実施した。

第 4 監査の着眼点及び項目

1 監査の着眼点

(1) 対象 1 平成 2 0 年度会計、需用費 (消耗品費)

ア 預け金

・事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたものはないか。

イ 一括払い

・支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させたうえ、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたものはないか。

ウ 差換え

- ・業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたものはないか。

エ 先払い

- ・契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費を支出していたものはないか。

オ 翌年度納入

- ・契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を支出していたものはないか。

カ 前年度納入

- ・前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需用費を支出していたものはないか。

(2) 対象2 業者プール金状況

ア 業者プール金状況調べ

- ・平成21年11月30日現在における業者プール金はないか。

(3) 対象3 現金等の保有状況

ア 現金等の保有調べ

- ・不適正な経理処理によって、金庫・机等における現金保有のほか、商品券の保有、貯金口座、適正な経理処理によらない金券等はないか。

※ 「預け金」と「プール金」の違いについて

- ・「預け金」とは、市が業者からの納品がないものの、架空の請求書により支出をおこなった行為のことを「預け」といい、それに係る金額をいう。
「プール金」とは、上記の「預け」が行われた結果、業者にストックされている金額のことをいう。

第5 監査の概要及び結果

(1) 調査結果の概要

- 対象1 本調査は、平成20年度における需用費のうち消耗品費の支出をベースに伝票3,737枚の中から53伝票・74業者を選択して関係各課へ調査をおこなった。
- また、各課から提出された調査表を基に取引金額の多い16伝票・13業者を対象に関係諸帳簿、証拠書類等を業者から徴取して調査をおこなった。

この結果、公金の支出として不適正なものや個人的費消が疑われるものはなく、予算の執行及び事務処理状況は、おおむね適切であると認められた。

対象2 本調査は、平成21年11月30日現在における業者プール金について、調査をおこなった。調査方法は、各課の書面申告による。

この結果、業者プール金はなく、不適正は認められなかった。

対象3 本調査は、不適正な経理処理によって、金庫・机等における現金保有のほか、商品券の保有、預金口座、適正な経理処理によらない金券の保有状況について、調査をおこなった。調査方法は、各課の書面申告による。

この結果、現金等の保有はなく、不適正は認められなかった。

今後においても、不適正経理の発生を未然に防止するために、契約・検収・支払いの各事務処理に対し、書類検査等を十分に行い、また、調達物品の納品検査等の徹底を図り、正確で確実な事務執行につとめられるよう望むものである。

平成21年度 随時監査調査結果一覧表

No	所属名	需用費に関する 調査票 対象1	支出伝票をもと にした確認表 対象1-1	業者プール金況 状調べ 対象2	現金等の保有 調べ 対象3
1	秘書広報課	確認	確認	該当なし	該当なし
2	総務課	確認	確認	該当なし	該当なし
3	企画課	確認	確認	該当なし	該当なし
4	財政課	確認	確認	該当なし	該当なし
5	税務課	確認	確認	該当なし	該当なし
6	市民課	確認	確認	該当なし	該当なし
7	環境課	確認	確認	該当なし	該当なし
8	保険年金課	確認	確認	該当なし	該当なし
9	健康管理課	確認	確認	該当なし	該当なし
10	社会福祉課	確認	確認	該当なし	該当なし
11	高齢者福祉課	確認	確認	該当なし	該当なし
12	商工観光課	確認	確認	該当なし	該当なし
13	農水産課	確認	確認	該当なし	該当なし
14	建設課	確認	確認	該当なし	該当なし
15	都市整備課	確認	確認	該当なし	該当なし
16	下水道課	確認	確認	該当なし	該当なし
17	会計課	確認	確認	該当なし	該当なし
18	水道課	確認	確認	該当なし	該当なし
19	議会事務局	確認	確認	該当なし	該当なし
20	庶務課	確認	確認	該当なし	該当なし
21	学校教育課	確認	確認	該当なし	該当なし
22	生涯学習課	確認	確認	該当なし	該当なし
23	監査委員事務局	確認	確認	該当なし	該当なし
24	農業委員会事務局	確認	確認	該当なし	該当なし
25	消防本部	確認	確認	該当なし	該当なし
26	国民宿舎	確認	確認	該当なし	該当なし
27	中央病院	確認	確認	該当なし	該当なし

海上、飯岡、干潟支所については、総務課の調査の中で実施し、各保育所については、社会福祉課の調査の中で実施した。

国体推進室については、平成20年度支出伝票を抽出したものの需用費（消耗品費）の調査対象がなかったため、対象外とした。